



# HEIWA

証券コード：6412

## 第 58 回

# 定時株主総会 招集ご通知

### 開催日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時

### 開催場所

東京都文京区後楽一丁目3番61号  
東京ドームホテル 地下1階「天空」  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件（1）
- 第3号議案 定款一部変更の件（2）
- 第4号議案 取締役10名選任の件
- 第5号議案 監査役3名選任の件

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン  
からでも招集ご通知がご覧  
いただけます。

<https://p.sokai.jp/6412/>



# HEIWA



PGM®



ACCORDIA  
GOLF

## 第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございますとお礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

1

当社ウェブサイト <https://www.heiwanet.co.jp/ir/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株式関連情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



2

株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/6412/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2026年6月25日（木曜日）午後6時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

インターネット等  
により議決権行使  
していただく場合



インターネット等により議決権を行使される場合には、「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

書面（郵送）に  
より議決権行使  
していただく場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

**1 日 時** 2026年6月26日（金曜日）午前10時

**2 場 所** 東京都文京区後楽一丁目3番61号  
**東京ドームホテル 地下1階「天空」**  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

**3 目的事項** **報告事項** 1. 第58期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第58期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

**決議事項** 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件（1）  
第3号議案 定款一部変更の件（2）  
第4号議案 取締役10名選任の件  
第5号議案 監査役3名選任の件

以上

- 書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 書面（郵送）による議決権行使において、議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。代理人ご出席の際は、議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
  - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# インターネット等による議決権行使のご案内

行使  
期限

2026年6月25日（木曜日）  
午後6時入力完了分まで

## QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

STEP  
1

議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



STEP  
2

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる  
議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027 (通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

機関投資家のみなさまへ

機関投資家のみなさまにつきましては、(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法



議決権行使  
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

STEP  
1

議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

STEP  
2

議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力をクリックしてください。

STEP  
3

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

## 第58回定時株主総会の運営に関するご案内

【お体が不自由な株主さま、障がいをお持ちの株主さまへ】

- 株主総会会場では以下の準備をしておりますので、必要な株主さまはご遠慮なくスタッフまでお声がけください。
  - ・車椅子専用スペース
  - ・筆談ボード
- 株主総会会場には、車椅子の方がご利用いただける多目的トイレが設置されていますので、ご利用ください。
- 手話通訳や介助が必要な株主さまは、通訳者や介助者を1名に限り同伴してご出席いただくことができます。ただし、通訳者や介助者が議決権を行使したり、質問をしたりすることはできませんので、ご了承ください。同席をご希望の場合は、当日受付にてお申し出ください。
- ご来場にあたりサポートが必要な方は、準備の都合上、2026年6月19日（金）までに以下の窓口までご連絡ください。

（株主総会に関するお問い合わせ先） 株式会社平和 経営企画グループ  
03-3839-0701（受付時間：午前9時30分～午後6時（土・日・祝日を除く））

【株主総会のお土産について】

- 株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

【オンデマンド配信のお知らせ】

- 今年の株主総会につきましては、オンデマンド配信を予定しており、配信の準備ができ次第、当社ウェブサイト（<https://www.heiwanet.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、企業価値の増大を図りながら、株主のみなさまに利益還元を図ることを経営の最重要課題と考えております。具体的には事業計画、財政状態、経営成績、配当性向及び純資産配当率等を総合的に勘案し、安定配当を行うことを基本方針としております。

第58期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

### 1 配当財産の種類

**金銭**といたします。

### 2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は3,945,080,400円となります。  
(これにより年間配当金は、1株につき中間配当金40円を含め、合計80円となります。)

### 3 剰余金の配当が効力を生じる日

**2026年6月29日**といたしたいと存じます。

# 定款一部変更の件（1）

## 1. 提案の理由

- (1) 当社は、2026年10月1日付で持株会社体制に移行する予定であります。これに伴い現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）を変更し、当該定款変更の効力発生日を2026年10月1日とする旨の附則を設けるものであります。
- (2) 今後の経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築、取締役の経営責任の明確化等を目的として、取締役の任期を2年から1年に短縮するため現行定款第22条（任期）を変更するとともに、取締役会を機動的に運営するために、会社法第370条の規定に従い、決議事項について取締役会を開催せず取締役会の決議があったものとみなすことができるよう変更後定款第25条第2項（取締役会の決議方法）を新設するものであります。
- (3) 株式事務の合理化を図るため、配当財産の除斥期間につき、現行の満5年から満3年とするよう現行定款第41条（配当金の除斥期間）を変更するものであります。
- (4) 機動的な資本政策の実現を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第38条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）及び現行定款第40条（中間配当）を削除するとともに、変更後定款第39条第2項（剰余金の配当の基準日）に中間配当の基準日規定を設けるものであります。
- (5) 上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

## 現行定款

(商号)

第1条 当社は、株式会社平和と称し、英文では、Heiwa Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 各種遊技機械の開発、製造、販売

(2) ~ (5) (条文省略)

(6) 娯楽施設、スポーツ施設、飲食施設等の経営等のレジャーに関する事業

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(7) 発電及び電気の供給に関する事業

(8) 不動産の管理、賃貸、売買

(9) 取引会社等への融資業務

(10) 前各号に附帯する一切の事業

## 変更案

(商号)

第1条 当社は、株式会社平和ホールディングスと称し、英文では、HEIWA HOLDINGS INC.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと及び主に次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。

(1) 各種遊技機械の開発、製造、販売、リース及びレンタル

(2) ~ (5) (現行どおり)

(6) 娯楽施設、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ゴルフスクール等のスポーツ施設、ホテル等の宿泊施設、レストラン、食堂、喫茶店等の飲食施設や売店等の経営等のレジャーに関する事業

(7) ゴルフ場等のスポーツ・レジャー施設の利用に関する会員権の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理

(8) ゴルフ用品等のスポーツ・レジャー用品の製造、仕入、販売、輸出入、リース及びレンタル

(9) ゴルフに関する催事、イベントの企画、立案、運営

(10) 発電及び電気の供給に関する事業

(11) 不動産の管理、賃貸、売買

(削 除)

(削 除)

現行定款	
(新 設)	
(新 設)	
(新 設)	
(新 設)	
(新 設)	
(新 設)	
(新 設)	
第3条～第6条	(条文省略)
<u>(自己株式の取得)</u>	
第7条	当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。
第8条～第21条	(条文省略)
(任期)	
第22条	取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 (条文省略)	
第23条～第25条	(条文省略)

変更案	
<u>(12) 金銭の貸付、仲介その他の金融業務及び貸金</u>	
<u>(13) 金銭債権の取得、譲受、保有、管理、処分</u>	
<u>(14) 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の取得、保有、管理、売買及び賃貸等</u>	
<u>(15) 旅行業</u>	
<u>(16) 古物売買業</u>	
<u>(17) 墓地の建築、分譲及び管理並びに墓石の建設及び販売</u>	
<u>(18) 前各号に附帯する一切の事業</u>	
第3条～第6条	(現行どおり)
(削 除)	
第7条～第20条	(現行どおり)
(任期)	
第21条	取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 (現行どおり)	
第22条～第24条	(現行どおり)

## 現行定款

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(新 設)

第27条～第38条 (条文省略)

(新 設)

(剰余金の配当の基準日)

第39条 (条文省略)

(中間配当)

第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

## 変更案

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第26条～第37条 (現行どおり)

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 (現行どおり)

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。  
3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(削 除)

## 現行定款

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(新 設)

(新 設)

## 変更案

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの配当金には利息をつけない。

(附則)

第1条 第1条及び第2条の変更は、2026年10月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本条は、その効力発生日をもってこれを削除する。

## 定款一部変更の件（2）

### 1. 提案の理由

当社は、今後の持続的な成長と企業価値の向上に向けて、M&Aをはじめとする戦略的投資によって、事業基盤の拡充を図っていく方針です。こうした将来の成長投資に伴う機動的な資金調達ニーズに対し、柔軟かつ迅速に対応すべく、新たな種類の株式（以下「本A種優先株式」といいます。）を発行することができるよう、あらかじめ現行定款第6条（発行可能株式総数）及び現行定款第7条（単元株式数）の規定を変更するとともに、第2章の2（種類株式）の規定及び第19条（種類株主総会）の規定を新設するものであります。

本A種優先株式は、議決権を有さず、かつ普通株式への転換権も付与されない設計としております。これにより、既存の普通株主のみなさまの議決権割合を希薄化させることなく、企業買収等の成長投資に必要な資金を機動的に確保し、資本効率の向上と財務健全性の維持を両立させるための選択肢を確保することを目的としております。なお、本A種優先株式の金融商品取引所への上場の有無は未定であります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、以下の「変更案」の条数は、第2号議案「定款一部変更の件（1）」が原案どおり承認可決されることを前提としております。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

第2号議案による変更後の定款	
	第1章 総則
第1条～第5条	(条文省略)
	(発行可能株式総数)
第6条	当社の発行可能株式総数は、 228,903,400株とする。 (新 設)
	(単元株式数)
第7条	当社の単元株式数は、 <u>1</u> 100株とする。

変更案	
	第1章 総則
第1条～第5条	(現行どおり)
	(発行可能株式総数)
第6条	当社の発行可能株式総数は、 228,903,400株とする。
2	<u>種類ごとの発行可能種類株式総数は、次のと おりとする。</u>
	<u>普通株式</u> 228,853,400株
	<u>A種優先株式</u> 50,000株
	(単元株式数)
第7条	当社の普通株式の単元株式数は100株と し、 <u>A種優先株式の単元株式数は1株とする。</u>

## 第2号議案による変更後の定款

第2章 株式  
第8条～第11条 (条文省略)  
  
(新 設)

## 変更案

第2章 株式  
第8条～第11条 (現行どおり)

### 第2章の2 種類株式

#### (優先配当金)

第11条の2 当社は、剰余金の配当を行うときは、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、A種優先株式1株につき、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額（ただし、A種優先株式1株の払込金額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合その他これに類する事由が生じた場合には適切に調整される。以下同じ。）に10%（以下「本配当年率」という。）を乗じて得た額を一事業年度における配当額の上限とする。以下「A種年間優先配当額」という。）の金銭を配当する。

## 第2号議案による変更後の定款

## 変更案

2 ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行ったA種優先株式1株あたりの剰余金の配当額がA種年間優先配当額に達しないときは、その不足額については、翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「累積未払配当金」という。）。累積未払配当金については、前項に定める剰余金の配当に先立ち、A種優先株式1株につき累積未払配当金の額に達するまで、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

3 A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、一事業年度において、A種年間優先配当額及び累積未払配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

### (残余財産の分配)

第11条の3 当社が残余財産の分配を行うときは、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株の払込金額を基準として当該A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額（ただし、A種優先株式1株の払込金額を上限とする。）の金銭を支払う。

### (議決権)

第11条の4 A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。

## 第2号議案による変更後の定款

### 第3章 株主総会

第12条～第18条 (条文省略)

## 変更案

### (金銭を対価とする取得条項)

第11条の5 当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額（市場実勢やA種優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して定めるものとする。）の金銭の交付と引き換えに取得することができる。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。

### (種類株主総会の決議を要しない旨の定め)

第11条の6 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。

2 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項及び第239条第4項に定める種類株主総会の決議を要しない。

### 第3章 株主総会

第12条～第18条 (現行どおり)

## 第2号議案による変更後の定款

(新 設)

第19条～第40条 (条文省略)

## 変更案

(種類株主総会)

第19条 第13条、第15条、第16条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

2 第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

3 第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第20条～第41条 (現行どおり)

## 取締役10名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため3名増員し、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

## 候補者一覧

候補者番号	氏名					当社における現在の地位及び担当	取締役会への出席状況	
1	みねい 嶺井	かつや 勝也	再任				代表取締役社長	16回／16回 (100%)
2	みよし 三好	やすゆき 康之	新任				—	—
3	なかみず 中水	のぶひろ 信博	新任				上席執行役員管理本部副本部長	—
4	たかぎ 高木	もとよし 幹悦	新任				上席執行役員管理本部副本部長	—
5	こいわい 小祝	たかし 隆	新任				—	—
6	いで 井手	かずよ 一代	新任				管理本部法務グループ ゼネラルマネージャー	—
7	いしはら 石原	しんや 慎也	新任				—	—
8	やまぐち 山口	こうた 孝太	再任	社外	独立	社外取締役		16回／16回 (100%)
9	えんどう 遠藤	あきのり 明哲	再任	社外	独立	社外取締役		16回／16回 (100%)
10	まえだ 前田	みほ 后穂	再任	社外	独立	社外取締役		16回／16回 (100%)

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

みねい  
**嶺井 勝也**

(1956年6月8日生)

再任

## ●所有する当社の株式数

594,500株

## ●取締役在任年数

19年

## ●取締役会への出席状況

16回/16回 (100%)

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 2月	(有)オリンピック物産 (現(株)オリンピック) 入社	2012年 6月	当社代表取締役社長開発本部本部長兼製造本部本部長
1991年 3月	(株)オリンピック取締役	2012年 7月	当社代表取締役社長開発生産本部本部長
1993年 7月	(株)オリンピック常務取締役	2014年 4月	当社代表取締役社長開発本部本部長
1994年 7月	(株)オリンピック専務取締役	2015年 6月	PGMホールディングス(株)取締役
2003年 6月	(株)オリンピック代表取締役副社長	2018年 4月	当社代表取締役社長
2005年 5月	(株)オリンピック代表取締役社長	2018年10月	パシフィックゴルフマネージメント(株)取締役
2007年 6月	当社代表取締役副社長開発生産本部本部長(株)オリンピック取締役	2022年 6月	当社代表取締役社長社長執行役員開発本部本部長
2008年 2月	当社代表取締役副社長開発本部本部長	2023年 4月	当社代表取締役社長 (現任)
2009年12月	当社代表取締役副社長開発本部本部長 企画グループ担当	2025年 1月	(株)アコーディア・ゴルフホールディングス取締役 (株)アコーディア・ゴルフ取締役
2012年 1月	PGMホールディングス(株)社外取締役		

## 取締役候補者とした理由

嶺井勝也氏は、当社において開発本部本部長を務め、開発体制の構築に尽力するとともに、2012年からは代表取締役社長として当社グループの事業発展を牽引してまいりました。これらの経験と実績は、当社グループの持続的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

2

みよし  
**三好 康之**

(1960年10月13日生)

新任

## ●所有する当社の株式数

一株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	(株)住友銀行(現(株)三井住友銀行)入行	2014年 9月	(同)日本MGMリゾート代表社員兼社長 (同)MGMリゾート西日本代表社員兼社長
1998年 4月	メリルリンチ証券会社東京支店(現BofA証券(株))入社	2017年 4月	当社特別顧問 パシフィックゴルフマネージメント(株)特別顧問
2000年12月	メリルリンチ証券会社東京支店マネージングディレクター兼資本市場本部長	2022年 4月	パシフィックゴルフマネージメント(株)取締役
2003年10月	(株)ロングリーチグループ設立、同社代表取締役パートナー	2025年 1月	(株)アコーディア・ゴルフホールディングス代表取締役社長(現任) (株)アコーディア・ゴルフ代表取締役社長(現任)
2010年 6月	グリーンヒルジャパン(株)マネージングディレクター		

## 取締役候補者とした理由

三好康之氏は、金融機関及びプライベート・エクイティ・ファンドにおける豊富な実務経験を有し、多様な業界において企業経営に携わってまいりました。企業戦略やM&Aに関する高度な専門知識に加え、経営に関する豊富な経験と知見を有しております。また、2025年からは株式会社アコーディア・ゴルフの代表取締役社長としてゴルフ事業の発展に貢献しております。これらの経験や実績は、当社グループの持続的な企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

3

なかみず

中水

のぶひろ

信博

(1970年12月9日生)

新任

## ●所有する当社の株式数

1,600株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4月	当社入社	2024年 4月	パシフィックゴルフマネージメント(株)取締役管理本部本部長兼人事部部長
2012年 4月	当社管理本部総務グループゼネラルマネージャー	2025年 2月	当社上席執行役員管理本部副本部長兼人事グループゼネラルマネージャー
2012年10月	当社管理本部人事グループゼネラルマネージャー	2025年 4月	当社上席執行役員管理本部副本部長兼総務グループゼネラルマネージャー兼人事グループゼネラルマネージャー
2015年 4月	パシフィックゴルフマネージメント(株)出向人事部部長	2025年12月	パシフィックゴルフマネージメント(株)取締役管理本部本部長兼経理部部長
2018年 4月	当社執行役員 パシフィックゴルフマネージメント(株)出向事業推進本部副本部長兼広報部部長	2026年 4月	当社上席執行役員管理本部副本部長 (現任) パシフィックゴルフマネージメント(株)取締役管理本部本部長 (現任)
2019年 7月	パシフィックゴルフマネージメント(株)取締役管理本部副本部長兼経営企画部部長		
2023年 4月	パシフィックゴルフマネージメント(株)取締役管理本部本部長兼人事部部長兼総務部部長		

## 取締役候補者とした理由

中水信博氏は、経営企画、総務・人事等の管理部門の経験が豊富であり、当社グループにおいて人材戦略や経営管理体制の強化に取り組んでまいりました。また、パシフィックゴルフマネージメント(株)の取締役としてゴルフ事業の発展に貢献しております。これらの経験や実績は、当社グループの持続的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

たかぎ

高木

もとよし

幹悦

(1973年2月13日生)

新任

## ●所有する当社の株式数

19,000株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 6月	(株)オリンピア入社	2019年 7月	パシフィックゴルフマネージメント(株)取締役管理本部本部長
2007年10月	当社管理本部総務部部長	2023年 4月	パシフィックゴルフマネージメント(株)取締役事業推進本部本部長
2008年 4月	当社管理本部総務グループゼネラルマネージャー	2025年 2月	当社上席執行役員管理本部副本部長兼経営企画グループゼネラルマネージャー
2012年 4月	当社経営企画室室長	2026年 4月	当社上席執行役員管理本部副本部長 (現任) パシフィックゴルフマネージメント(株)取締役営業戦略本部本部長兼事業開発部部長 (現任)
2012年10月	当社管理本部経営企画グループゼネラルマネージャー		
2018年 4月	当社執行役員管理本部副本部長経営企画グループ担当		

## 取締役候補者とした理由

高木幹悦氏は、経営企画、総務等の管理部門の経験が豊富であり、当社グループの経営管理体制の強化に貢献してまいりました。また、パシフィックゴルフマネージメント(株)の取締役として、事業推進分野においてゴルフ事業の発展に貢献しております。これらの経験や実績は、当社グループの持続的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

こ いわい  
小祝たかし  
隆

(1978年12月1日生)

新任

## ●所有する当社の株式数

3,275株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年 4月	(株)オリンピア入社	2024年 4月	当社管理本部経営企画グループゼネラルマネージャー兼人事グループゼネラルマネージャー
2009年 9月	当社入社	2025年 1月	(株)アコーディア・ゴルフ取締役経営企画本部本部長
2018年 4月	当社管理本部総務グループゼネラルマネージャー	2026年 4月	(株)アコーディア・ゴルフ取締役営業戦略本部本部長 (現任)
2020年 4月	当社管理本部経営企画グループゼネラルマネージャー		

## 取締役候補者とした理由

小祝隆氏は、経営企画、総務・人事等の管理部門の経験が豊富であり、当社の経営管理体制の整備・強化に寄与してまいりました。また、(株)アコーディア・ゴルフの取締役として営業戦略を統括し、事業成長の推進に貢献しております。これらの経験や実績は、当社グループの持続的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

6

い で  
井手かず よ  
一代

(1978年7月21日生)

新任

## ●所有する当社の株式数

一株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年10月	ヤフー(株) (現LINEヤフー(株)) 入社	2025年 1月	(株)アコーディア・ゴルフ入社、同社リスク・コンプライアンス部エグゼクティブシニアマネージャー
2019年 2月	スマートニュース(株)入社	2026年 4月	当社管理本部法務グループゼネラルマネージャー(現任) (株)アコーディア・ゴルフ管理本部法務部部长(現任)

## 取締役候補者とした理由

井手一代氏は、法務、コンプライアンス、リスクマネジメント分野における豊富な経験と知見を有しており、当社グループのガバナンス体制の向上に貢献しております。これらの経験と実績は、当社グループの持続的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

7

いしはら

石原

しんや

慎也

(1990年1月18日生)

新任

## ●所有する当社の株式数

一株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2012年 4月 (株)石原ホールディングス取締役

2013年 2月 パシフィックゴルフマネージメント(株)入社

2016年 6月 パシフィックゴルフマネージメント(株)取締役

2022年 1月 (株)石原ホールディングス取締役社長 (現任)

## 取締役候補者とした理由

石原慎也氏は、(株)石原ホールディングスの取締役社長として企業経営に関する見識を有しております。また、パシフィックゴルフマネージメント(株)の取締役としてゴルフ事業への理解を深めてまいりました。今後の持株会社体制への移行を見据え、少数株主を含むすべての株主及びステークホルダーの利益を踏まえた経営への貢献が期待されることから、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

8

やまぐち

山口

こうた

孝太

(1974年7月14日生)

再任

社外

独立

## ●所有する当社の株式数

一株

## ●取締役在任年数

13年

## ●取締役会への出席状況

16回/16回 (100%)

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年10月 弁護士登録

長島・大野・常松法律事務所入所 (2000年から2003年まで、2005年から2011年まで)

2005年 1月 (株)インフォデリバ (現(株)InfoDeliver) CFO兼

取締役

2009年 7月 ニューヨーク州弁護士登録

2011年 9月 木村・多久島・山口法律事務所開設、

同パートナー (現任)

GLP投資法人監督役員

2013年 6月 当社社外取締役 (現任)

2023年 6月 ヒビノ(株)社外取締役 (現任)

2024年12月 トグルホールディングス(株)社外監査役 (現任)

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山口孝太氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、独立した立場から当社経営への助言や適切な監督を行っていただくことを期待して、社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

9

えんどう

遠藤

あきのり

明哲

(1960年11月3日生)

再任

社外

独立

●所有する当社の株式数

一株

●取締役在任年数

4年

●取締役会への出席状況

16回/16回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 住友生命保険 (相) 入社

1988年10月 太田昭和監査法人

(現EY新日本有限責任監査法人) 入所

1992年 3月 公認会計士登録

1994年 9月 公認会計士遠藤明哲事務所開設、同所長 (現任)

1996年 1月 税理士登録

1997年 9月 北光監査法人代表社員 (現任)

2010年 6月 当社社外監査役

2022年 6月 当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

遠藤明哲氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士及び税理士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、独立した立場から当社経営への助言や適切な監督を行っていただくことを期待して、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

10

まえだ

前田

みほ

后穂

(1979年5月20日生)

再任

社外

独立

●所有する当社の株式数

一株

●取締役在任年数

2年

●取締役会への出席状況

16回/16回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年12月 弁護士登録

2009年 1月 フロンティア・マネジメント(株)入社

2010年 4月 奥野総合法律事務所出向

2012年 4月 フロンティア・マネジメント(株)復職

2017年 1月 原子力委員会原子力規制庁入庁

2021年 7月 TMI総合法律事務所入所、同アシエイト (現任)

2024年 6月 当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

前田后穂氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、独立した立場から当社経営への助言や適切な監督を行っていただくことを期待して、社外取締役候補者いたしました。

(注)

1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三好康之氏、中水信博氏、高木幹悦氏、小祝隆氏、井手一代氏及び石原慎也氏は新任取締役候補者であります。
3. 山口孝太氏、遠藤明哲氏及び前田后穂氏は社外取締役候補者であります。
4. 嶺井勝也氏は、第2号議案「定款一部変更の件(1)」が原案どおり承認可決され、かつ、2026年10月1日を分割期日とする簡易新設分割の効力が発生することを条件として、同日付で当社の取締役を辞任により退任する予定であります。
5. 山口孝太氏、遠藤明哲氏及び前田后穂氏は、現在、当社の社外取締役であります。山口孝太氏、遠藤明哲氏及び前田后穂氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって山口孝太氏が13年、遠藤明哲氏が4年、前田后穂氏が2年となります。
6. 山口孝太氏、遠藤明哲氏及び前田后穂氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、山口孝太氏、遠藤明哲氏及び前田后穂氏の再任が承認された場合には、当社は山口孝太氏、遠藤明哲氏及び前田后穂氏との間で同様の契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、当社取締役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、山口孝太氏、遠藤明哲氏及び前田后穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。

## 監査役3名選任の件

監査役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

## 候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
1	なかだ かつまさ 中田 勝昌	常勤監査役	16回／16回 (100%)	6回／6回 (100%)
2	おおとも よしひろ 大友 良浩	社外監査役	16回／16回 (100%)	6回／6回 (100%)
3	すぎの たけし 杉野 剛史	社外監査役	16回／16回 (100%)	6回／6回 (100%)

再任

再任監査役候補者

社外

社外監査役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

なかだ

中田

かつまさ

勝昌

(1959年2月15日生)

再任

## ●所有する当社の株式数

80,408株

## ●監査役在任年数

4年

## ●取締役会への出席状況

16回/16回 (100%)

## ●監査役会への出席状況

6回/6回 (100%)

## 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1993年 9月	(株)オリンピア入社	2014年 6月	当社取締役開発本部技術グループ担当
2004年 6月	(株)オリンピア取締役	2019年 4月	当社取締役製造本部本部長
2005年 5月	(株)オリンピア常務取締役	2022年 6月	当社監査役 (現任)
2009年12月	当社執行役員開発本部副本部長 (株)オリンピア取締役	2025年 6月	パシフィックゴルフマネージメント(株)監査役 (現任)
2014年 4月	当社執行役員開発本部副本部長技術グループ担当		

## 監査役候補者とした理由

中田勝昌氏は、当社及び子会社の取締役を歴任し、当社グループの業務に精通しております。このような経験を活かして、監査役として当社の経営全般の監視をしていただくことを期待して、監査役候補者いたしました。

候補者番号

2

おおとも

大友

よしひろ

良浩

(1969年12月19日生)

再任

社外

独立

## ●所有する当社の株式数

一株

## ●監査役在任年数

4年

## ●取締役会への出席状況

16回/16回 (100%)

## ●監査役会への出席状況

6回/6回 (100%)

## 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1992年 4月	(株)リクルート (現(株)リクルートホールディングス) 入社	2013年 4月	スカイコート(株)社外取締役
2002年10月	弁護士登録 飯田・栗宇・早稲本特許法律事務所 (現はる総合法律事務所) 入所	2013年 6月	(株)ウイン・インターナショナル社外監査役
2007年12月	(株)テレメディック取締役 (現任)	2015年 6月	ウイン・パートナーズ(株) 補欠の監査等委員である取締役 (現任)
2010年 1月	はる総合法律事務所パートナー (現任)	2020年 9月	アクシスコンサルティング(株)社外取締役 (現任)
2011年 3月	ダイナテック(株)監査役	2022年 6月	当社社外監査役 (現任)
2012年 1月	PGMホールディングス(株)社外監査役		

## 社外監査役候補者とした理由

大友良浩氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、当社の経営全般の監視に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。

候補者番号

3

すぎの  
杉野

たけし  
剛史

(1976年7月1日生)

再任

社外

独立

●所有する当社の株式数

一株

●監査役在任年数

4年

●取締役会への出席状況

16回／16回 (100%)

●監査役会への出席状況

6回／6回 (100%)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2001年4月	野村證券(株)入社	2016年7月	公認会計士杉野事務所開設、同所長 (現任)
2006年12月	監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所	2020年11月	(株)ピアラベンチャーズ監査役
2010年7月	(株)MIDストラクチャーズ入社	2022年5月	MSY(株)社外監査役 (現任)
2010年12月	公認会計士登録	2022年6月	当社社外監査役 (現任)
2014年5月	(株)ピアラ社外監査役 (現任)	2023年2月	(株)オステアリーズ監査役
2015年4月	(株)ピアラ常勤社外監査役	2024年11月	(株)オステアリーズ常勤監査役 (現任)

社外監査役候補者とした理由

杉野剛史氏は、公認会計士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、当社の経営全般の監視に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。

(注)

1. 当社は大友良浩氏に法律相談等を行っておりますが、その報酬の額は年額1,000万円未満であり、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大友良浩氏及び杉野剛史氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は中田勝昌氏、大友良浩氏及び杉野剛史氏との間で、会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、当社監査役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。各候補者が監査役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、大友良浩氏及び杉野剛史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。なお、各氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」(27ページをご参照ください。)を満たしております。

<ご参考>取締役及び監査役のスキルマトリックス（第4号議案及び第5号議案が承認可決された場合）

氏名	当社における役職	性別	特に期待する分野（最大5つまで）						
			企業経営	組織・人材 マネジメント	事業知見	サステナビリティ	財務会計	法律・コンプライアンス/ リスク管理	ガバナンス
嶺井勝也	代表取締役社長	男性	●	●	●				●
三好康之	取締役	男性	●	●	●		●		●
中水信博	取締役	男性	●	●	●	●		●	
高木幹悦	取締役	男性	●	●	●	●		●	
小祝隆	取締役	男性	●	●	●	●		●	
井手一代	取締役	女性			●	●		●	●
石原慎也	取締役	男性	●		●				
山口孝太	取締役（独立社外）	男性	●					●	●
遠藤明哲	取締役（独立社外）	男性					●		●
前田后穂	取締役（独立社外）	女性				●		●	●
中田勝昌	常勤監査役	男性	●		●				
大友良浩	監査役（独立社外）	男性						●	●
杉野剛史	監査役（独立社外）	男性					●		●

<ご参考>社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外取締役又は社外監査役が以下に掲げる事項に該当する場合には、独立性を有していないと判断する。

1. 当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)の業務執行取締役、執行役員その他これらに準ずる者及び使用人(以下あわせて「業務執行者」という。)
2. 過去において当社グループの業務執行者であった者
3. 当社グループの業務執行者の二親等内の親族
4. 当社の主要株主(当社の総株主の議決権の10%以上を有する者。主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。)
5. 当社の主要株主の二親等内の親族
6. 当社グループの主要な取引先(直近事業年度において連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者。または、直近事業年度において連結売上高の2%以上の支払いを当社グループへ行った者。当該取引先が会社である場合には、その会社の業務執行者をいう。)
7. 当社グループから過去3事業年度のうちのいずれかにおいて年間1,000万円以上の報酬等(当社グループからの役員報酬を除く。)を受け取っている専門的サービス提供を行っている者
8. 当社グループから過去3事業年度のうちのいずれかにおいて年間1,000万円以上の寄付又は助成を受けている者(当該寄付又は助成を受けている者が法人、団体等である場合は、当該団体の業務執行者をいう。)
9. 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者(以下「大口債権者等」という。)の業務執行者
10. 過去3年間に於いて、大口債権者等の業務執行者であった者
11. 前各項の定めにかかわらず、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

以上



(ご参考)  
業績サマリー

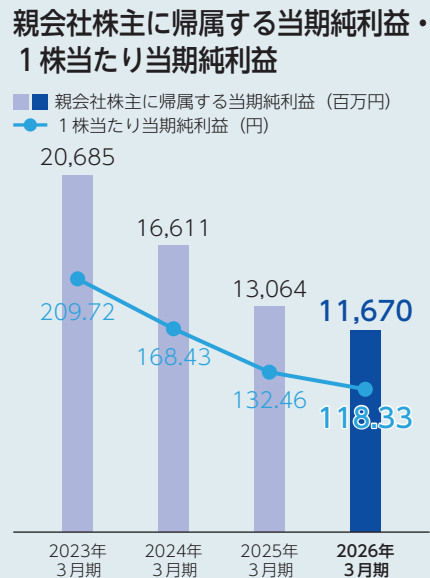
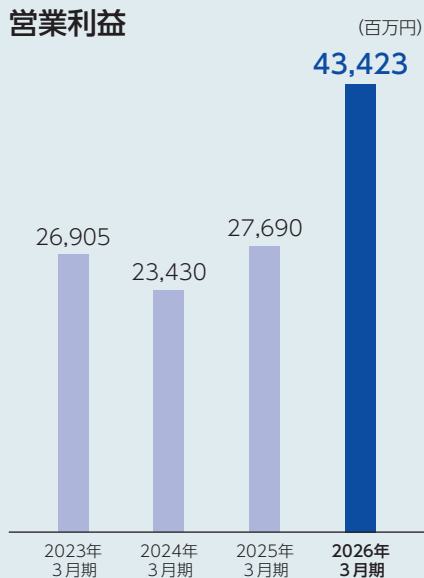
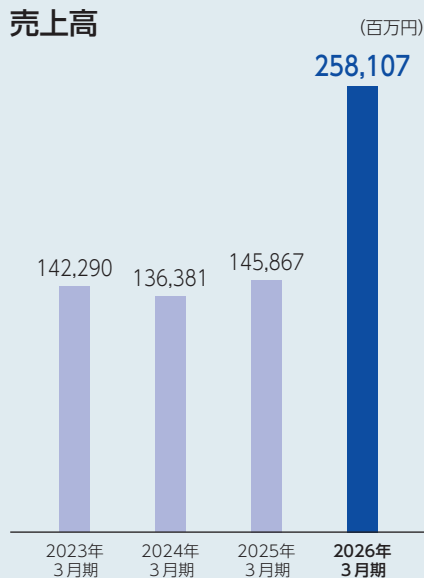
## 業績ハイライト

売上高 **258,107** 百万円  
前期比 76.9%増

営業利益 **43,423** 百万円  
前期比 56.8%増

経常利益 **33,652** 百万円  
前期比 57.8%増

親会社株主に  
帰属する  
当期純利益 **11,670** 百万円  
前期比 10.7%減



## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

ゴルフ業界では、年間を通して比較的安定した天候と底堅いプレー需要に支えられ、来場者数は堅調に推移いたしました。一方で、物価高騰や人件費の増加によるコスト上昇に加え、顧客の高齢化、クラブハウス等の施設の老朽化、人材不足といった構造的課題が顕在化しており、DXの推進による経営効率化や若年層・女性顧客の獲得、計画的な設備投資の実施など、持続可能な経営に向けた取り組みの重要性が高まっております。

遊技機業界では、パチンコ機はスマートパチンコの普及が進むとともに、新しいゲーム性である「ラッキートリガー3.0プラス」を搭載した機種が活発化しているものの、稼働の向上までには至っておらず、全体的な稼働はやや低調に推移しております。一方でパチスロ機は話題性の高い機種が継続的に市場に供給されており、市場全体の稼働は堅調に推移し、良好な環境を維持しております。

このような経営環境下、当連結会計年度における業績は、売上高258,107百万円（前期比76.9%増）、営業利益43,423百万円（前期比56.8%増）、経常利益33,652百万円（前期比57.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益11,670百万円（前期比10.7%減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### (ゴルフ事業)

ゴルフ事業は、適正な価格施策によるレベニューマネジメントの強化やインバウンド需要の取り込み、女性・若年層ゴルファーの獲得、グループシナジーの創出などの取り組みを推進いたしました。また、「Night Golf」営業及び「Cool Cart（送風機付ゴルフカート）」の拡充、特別企画「あこがれのツアープロと夢のラウンド ～THE PREMIUM GOLF～」の実施により、競合他社との差別化を強化いたしました。さらに、公式サイト予約における優遇料金制度「ジカドリ」を導入し、顧客利便性の向上と直販比率の拡大による収益力の強化を図りました。加えて、アコーディア・ゴルフにおいては、2025年10月よりサポートプロと一緒にプレーを楽しめる「withGolf」サービスを開始するとともに、日本を代表する威厳と品位を兼ね備えたハイグレードなゴルフ場として新ブランド「GRAND」の運営を6カ所のゴルフ場で開始いたしました。

なお、2027年3月期においては、当社グループ初のラグジュアリリゾートホテル「PGMホテルリゾート沖縄」のグランドオープンを2026年7月3日に予定しているほか、「Night Golf」及び「Cool Cart」のさらなる拡充を計画しております。ゴルフ場のM&Aは、2026年3月に「瀬板の森北九州ゴルフコース」の株式譲渡契約を締結しており、2026年6月1日より運営開始を予定しております。

売上高及び利益面につきましては、前期に取得したアコーディア・ゴルフの業績を反映したこと、来場者数・顧客単価が堅調に推移したことにより、前期比で増収、増益となりました。

以上の結果、売上高230,624百万円（前期比129.8%増）、営業利益45,599百万円（前期比147.1%増）となりました。

（遊技機事業）

遊技機事業は、パチンコ機は「e範馬刃牙」、「P戦国乙女7 終焉の関ヶ原 LLサイズ 299ver.」等を発売し、販売台数32千台（前期比22千台減）、パチスロ機は「L麻雀物語」、「L主役は銭形5」等を発売し、販売台数31千台（前期比19千台減）となりました。

売上高及び利益面につきましては、パチンコ機、パチスロ機共に販売台数が減少したため、前期比で減収、減益となりました。

以上の結果、売上高27,482百万円（前期比39.6%減）、営業利益712百万円（前期比94.0%減）となりました。

## 連結業績ハイライト

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
<b>258,107</b>	<b>43,423</b>	<b>33,652</b>	<b>11,670</b>
百万円	百万円	百万円	百万円
前期比 <b>76.9</b> %増	前期比 <b>56.8</b> %増	前期比 <b>57.8</b> %増	前期比 <b>10.7</b> %減

# ゴルフ事業



東千葉カントリークラブ

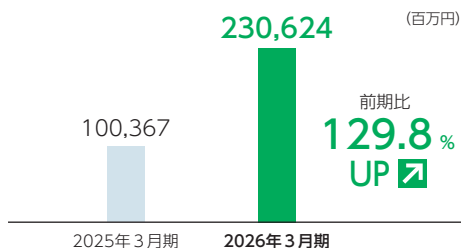


Love Life. Love Golf.  
ゴルフは、もっと、素晴らしい。



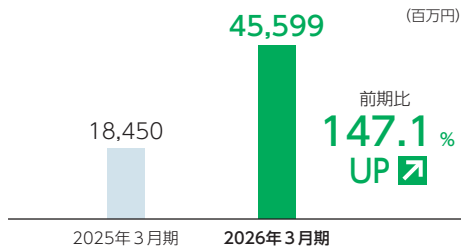
売上高

**230,624** 百万円



営業利益

**45,599** 百万円



## 業績のポイント

- 前期に取得したアコーディア・ゴルフの業績を反映したこと、来場者数・顧客単価が堅調に推移したことにより、前期比で増収、増益。
- 「Night Golf」営業を拡充。「Cool Cart」をグループ全ゴルフ場に導入。公式サイト予約における優遇料金制度「ジカドリ」を導入。
- アコーディア・ゴルフにおいて、「withGolf」、 「GRAND」の運営を開始。

## ■ (ご参考) ゴルフ場ポートフォリオ (2026年3月末日時点)

	コース数	18H換算
ゴルフ場保有	321	379.5
合計	321	379.5

	コース数	18H換算
北海道	8	12.5
東北	15	18.0
関東・甲信越	130	153.0
東海・北陸	33	35.0
関西	73	90.0
中国	18	20.5
四国	6	6.5
九州・沖縄	38	44.0
合計	321	379.5

# 遊技機事業



e 範馬刃牙

©板垣恵介 (秋田書店) / 範馬刃牙製作委員会



L 主役は銭形5

©モンキーパンチ/TMS・NTV



## 業績のポイント

- パチンコ機、パチスロ機ともに販売台数が減少したため、前期比で減収、減益。
- パチンコ機市場は、新しいゲーム性である「ラッキートリガー3.0プラス」を搭載した機種への投入が活発化しているものの、全体的な稼働はやや低調に推移。
- パチスロ機市場は、話題性の高い機種が継続的に市場に供給されており、市場全体の稼働は堅調に推移。

## ■ (ご参考) 通期販売タイトル

パチンコ機	販売台数	発売時期
e 範馬刃牙	4,216台	2025年6月
P戦国乙女7 終焉の関ヶ原 LLサイズ 299ver.	4,139台	2025年9月
eガールズ&パンツァー 最終章	4,135台	2025年10月
パチンコ機合計*	32,625台	-

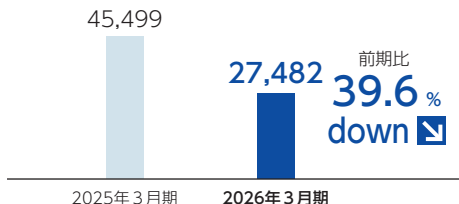
パチスロ機	販売台数	発売時期
L麻雀物語	9,800台	2025年4月
L ToLOVEるダークネス TRANCE ver.8.7	3,550台	2025年5月
L 主役は銭形5	11,397台	2025年10月
パチスロ機合計*	31,802台	-

\*上記以外のタイトルの販売台数含む

売上高

**27,482** 百万円

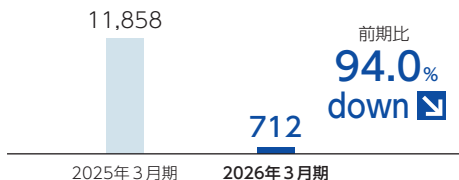
(百万円)



営業利益

**712** 百万円

(百万円)



## ② 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は、43,904百万円であります。その主なものは、ゴルフ事業において「P G Mホテルリゾート沖縄」を含むゴルフ場設備等で42,212百万円であります。なお、遊技機事業における設備投資額は、遊技機製造設備等で1,482百万円であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、ゴルフ事業で設備投資資金として15,000百万円の長期借入を実施いたしました。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

株式取得の状況は以下のとおりです。

当社の連結子会社であるパシフィックゴルフマネジメント(株)は、2025年12月1日付でサンヒルズカントリークラブ(株)の全株式を取得いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第55期 (2022年4月1日～ 2023年3月31日)	第56期 (2023年4月1日～ 2024年3月31日)	第57期 (2024年4月1日～ 2025年3月31日)	第58期 (当連結会計年度) (2025年4月1日～ 2026年3月31日)
売上高 (百万円)	142,290	136,381	145,867	<b>258,107</b>
営業利益 (百万円)	26,905	23,430	27,690	<b>43,423</b>
経常利益 (百万円)	26,631	22,746	21,332	<b>33,652</b>
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	20,685	16,611	13,064	<b>11,670</b>
1株当たり当期純利益 (円)	209.72	168.43	132.46	<b>118.33</b>
総資産 (百万円)	423,727	428,029	1,104,151	<b>1,077,576</b>
純資産 (百万円)	231,005	239,185	244,331	<b>248,910</b>
1株当たり純資産額 (円)	2,342.18	2,425.14	2,475.16	<b>2,521.44</b>

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第57期において、当社は2025年1月31日付でPJC Investments(株) (現(株)アコーディア・ゴルフホールディングス)の全株式を取得して子会社化したしました。本株式取得は2025年3月31日をみなし取得日としているため、第57期については連結貸借対照表のみを連結しております。
3. 第58期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第57期に係る各数値については暫定的な会計処理の確定後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

2026年3月31日現在における当社の連結子会社は32社であり、そのうち重要な子会社は、以下のとおりです。

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
パシフィックゴルフマネージメント(株)	100	100.0	ゴルフ事業の経営管理 ゴルフ事業に係る子会社の株式保有 ゴルフ場の運営及び運営受託
PGMプロパティーズ(株)	100	100.0 (100.0)	ゴルフ場の保有
(株)アコーディア・ゴルフホールディングス	100	100.0	ゴルフ事業の経営管理 ゴルフ事業に係る子会社の株式保有
(株)アコーディア・ゴルフ	50	100.0 (100.0)	ゴルフ事業の経営管理 ゴルフ事業に係る子会社の株式保有 ゴルフ場の経営
(株)オリンピア	4,077	100.0	遊技機の開発及び製造

(注) 1. 議決権比率の( )内は、間接保有によるものです。

2. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	(株)アコーディア・ゴルフホールディングス
特定完全子会社の住所	東京都台東区東上野一丁目14番7号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	255,331百万円
当社の総資産額	673,309百万円

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、2028年3月期を最終年度とする中期経営計画を策定し2025年5月14日に公表いたしました。中期経営計画においては以下の数値目標達成に向けて取り組みを進めてまいります。

<数値目標>

重要指標		2028年3月期目標（連結）
成長性	売上高	3,270億円
	営業利益	730億円
	EBITDA	1,060億円
資本収益性	ROE（%）	11.3%
財務健全性	純有利子負債／EBITDA倍率	4.7倍

※中期経営計画の詳細は2025年5月14日に公表いたしました「中期経営計画2027」をご参照ください。

#### (5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事業区分	主要な事業内容
ゴルフ事業	ゴルフ場の運営（全国321コース）
遊技機事業	遊技機の開発、製造及び販売

#### (6) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

##### ・当社

- |          |              |
|----------|--------------|
| ① 平和本社ビル | 東京都台東区       |
| ② 管理本部ビル | 東京都台東区       |
| ③ 営業本部ビル | 東京都台東区       |
| ④ 赤堀工場   | 群馬県伊勢崎市      |
| ⑤ 営業所    | 東京都台東区、他19拠点 |

##### ・子会社

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| ① パシフィックゴルフマネージメント(株)   | 東京都台東区 |
| ② PGMプロパティーズ(株)         | 東京都台東区 |
| ③ (株)アコーディア・ゴルフホールディングス | 東京都台東区 |
| ④ (株)アコーディア・ゴルフ         | 東京都台東区 |
| ⑤ (株)オリンピア              | 東京都台東区 |

## (7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
9,512 名 (11,578) 名	483 名増 (158) 名減

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者は ( ) 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
513名	3名減	45.1歳	18.5年	6,597,192円

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。臨時雇用者はその総数が使用人数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

## (8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
(株)三井住友銀行 (シンジケートローン) (注) 1	331,500
(株)三井住友銀行 (シンジケートローン) (注) 2	143,650
(株)みずほ銀行	25,154

(注) 1. (株)三井住友銀行及び(株)みずほ銀行をエージェントとする計14行からの協調融資によるものです。

2. (株)三井住友銀行及び(株)みずほ銀行をエージェントとする計14行からの協調融資によるものです。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	228,903,400株
② 発行済株式の総数	99,809,060株
③ 株主数	62,742名
④ 大株主	

株主名	持株数	持株比率
(株)石原ホールディングス	42,244,000株	42.83%
日本スタートラスト信託銀行(株) (信託口)	6,474,600株	6.56%
石原昌幸	2,994,000株	3.04%
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	1,950,600株	1.98%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	1,398,264株	1.42%
石原潤子	750,000株	0.76%
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	734,880株	0.75%
嶺井勝也	594,500株	0.60%
iShares Core MSCI EAFE ETF (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	567,800株	0.58%
JP MORGAN CHASE BANK 385642 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	455,927株	0.46%

(注) 1. 持株比率は自己株式(当社保有分1,182,050株)を控除して計算しております。

2. 持株比率は小数第3位を四捨五入しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当
代表取締役社長	嶺 井 勝 也	
代表取締役副社長	諸見里 敏 啓	管理本部 本部長
常務取締役	宮 良 幹 男	開発本部 本部長
取締役	兼 次 民 喜	
取締役	山 口 孝 太	
取締役	遠 藤 明 哲	
取締役	前 田 后 穂	
常勤監査役	中 田 勝 昌	
監査役	大 友 良 浩	
監査役	杉 野 剛 史	

(注) 1. 取締役のうち、山口孝太、遠藤明哲及び前田后穂は、社外取締役であります。

2. 監査役のうち、大友良浩及び杉野剛史は、社外監査役であります。

3. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。

- ・代表取締役社長嶺井勝也は、(株)オリンピア、パシフィックゴルフマネージメント(株)、(株)アコーディア・ゴルフホールディングス及び(株)アコーディア・ゴルフの取締役を兼務しております。
- ・代表取締役副社長諸見里敏啓は、(株)オリンピア、パシフィックゴルフマネージメント(株)、(株)アコーディア・ゴルフホールディングス、(株)アコーディア・ゴルフ及び(株)ゴルフ・アライアンスの取締役を兼務しております。
- ・常務取締役宮良幹男は、(株)オリンピアの代表取締役副社長を兼務しております。また、(株)ジャパンセットアップサービスの取締役を兼務しております。
- ・取締役兼次民喜は、(株)オリンピアの代表取締役社長を兼務しております。また、パシフィックゴルフマネージメント(株)、(株)アコーディア・ゴルフホールディングス及び(株)アコーディア・ゴルフの取締役を兼務しております。
- ・取締役山口孝太は、木村・多久島・山口法律事務所のパートナーを兼務しております。また、ヒビノ(株)の社外取締役を兼務しております。また、トグルホールディングス(株)の社外監査役を兼務しております。また、GLP投資法人の監督役員を兼務しております。
- ・取締役遠藤明哲は、北光監査法人の代表社員を兼務しております。
- ・取締役前田后穂は、TMI総合法律事務所のアソシエイトを兼務しております。
- ・監査役大友良浩は、(株)テレメディックの取締役を兼務しております。また、アクシスコンサルティング(株)の社外取締役を兼務しております。
- ・監査役杉野剛史は、(株)オステアリーズの監査役を兼務しております。また、(株)ピアラ、MSY(株)の社外監査役を兼務しております。

4. 取締役山口孝太及び前田后穂、監査役大友良浩は、弁護士の資格を有しております。

5. 取締役遠藤明哲及び監査役杉野剛史は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当社は、取締役山口孝太、遠藤明哲及び前田后穂、監査役大友良浩及び杉野剛史を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と常勤監査役及び各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## ⑤ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決議しております。当該方針の概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬等は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブとして機能するよう、業績に応じて株主と利害を共有する報酬体系とし、各取締役の報酬等の決定に際しては、役位、役割、職責等を踏まえるものとしております。業務執行取締役の報酬等は、基本報酬と業績連動報酬等により構成し、社外取締役の報酬等は、独立性を確保する観点から基本報酬のみとしております。

基本報酬については、月額固定報酬とし、役位、役割、職責等に応じた金銭報酬として支給しております。業績連動報酬等については、会社業績との連動性を確保するために、本業の利益である営業利益を基礎として算定しており、当社グループの営業利益をベースとした管理上の利益（以下「管理利益」といいます。）を用いております。業績連動報酬等の支給額は、管理利益が基準値以上の場合、その達成度合いによって異なり当社グループの業績が拡大するにつれて高くなります。報酬総額に占める業績連動報酬等の割合は概ね14%から40%の範囲内で変動し、算出された額を翌期の6月に支給しております。なお、当社グループの管理利益が基準値に満たない場合には、支給しないこととしております。

当社の監査役の報酬等は、株主総会で決議された監査役報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

### ロ. 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1988年2月17日開催の第19回定時株主総会において年額1,000百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。

監査役の報酬限度額は、1994年3月30日開催の第25回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

### ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

各取締役が受ける報酬額の決定方法については、算定の基礎となる役位ごとの報酬テーブルを取締役会において審議したうえで各取締役への報酬等の配分を、代表取締役社長嶺井勝也及び管理本部本部長である代表取締役副社長諸見里敏啓に一任しております。代表取締役2氏に委任した理由は、代表取締役2氏はその立場から、当社グループの経営状況等を踏まえ、各取締役のパフォーマンスに応じた評価配分を適切に実行できると判断したためであります。なお、上記のとおり、取締役の報酬等の決定に際して報酬テーブルを取締役会において審議していることから、これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬等の額が決定されることは、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであり、当社取締役会は相当であると判断しております。

## 二. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	167百万円 (23)	167百万円 (23)	－百万円 (－)	－百万円 (－)	6名 (3)
監査役 (うち社外監査役)	27 (11)	27 (11)	－	－	3 (2)
合計 (うち社外役員)	194 (35)	194 (35)	－ (－)	－ (－)	9 (5)

(注) 1. 2026年3月期の業績連動報酬等は、管理利益が基準値に満たなかったため支給しておりません。

2. 当事業年度末日現在の取締役は7名（うち社外取締役は3名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役の支給人員と相違しておりますのは、無報酬の取締役が1名存在しているためであります。

## ⑥ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、「① 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（6回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 山口 孝 太	16回	100%	－	－
取締役 遠 藤 明 哲	16回	100%	－	－
取締役 前 田 后 穂	16回	100%	－	－
監査役 大 友 良 浩	16回	100%	6回	100%
監査役 杉 野 剛 史	16回	100%	6回	100%

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役山口孝太及び前田后穂、監査役大友良浩は主に弁護士として、取締役遠藤明哲及び監査役杉野剛史は主に公認会計士としての専門的見地から、それぞれ議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

- ・社外取締役について果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役山口孝太は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、独立した立場から当社経営への助言や適切な監督等社外取締役に求められる役割を果たしております。具体的には、情報共有を目的とした社外役員のための会合への出席や、取締役会実効性評価の実施に際しての中心的役割を担うなど、当社のコーポレートガバナンスの向上に大いに寄与されております。

取締役遠藤明哲は、公認会計士及び税理士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、独立した立場から当社経営への助言や適切な監督等社外取締役に求められる役割を果たしております。具体的には、社外役員のための会合への出席や、各種経営に関する会議に提出される資料への助言、取締役会の意思決定の妥当性への提言等、当社のコーポレートガバナンスの向上に大いに寄与されております。

取締役前田后穂は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、独立した立場から当社経営への助言や適切な監督等社外取締役に求められる役割を果たしております。具体的には、社外役員のための会合への出席や、サステナビリティ委員会へのオブザーバーとしての参加、取締役会の意思決定の妥当性への提言等、当社のコーポレートガバナンスの向上に大いに寄与されております。

## (4) 会計監査人の状況

### ① 名称 有限責任監査法人トーマツ

### ② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	81百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	332百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当連結会計年度は、上記以外に前連結会計年度の当社の監査に係る追加報酬として有限責任監査法人トーマツに15百万円を支払っております。

### ③ 非監査業務の内容

非監査報酬は、主に新人事制度に関する助言業務を有限責任監査法人トーマツに委託した費用等であります。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査役会が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認める場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に上程する方針です。

## **3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要**

### **(1) 業務の適正を確保するための体制**

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### **① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社におけるコンプライアンスについては、「コンプライアンス規程」に基づき取締役及び使用人へのコンプライアンスの徹底を図ることにより、個人の倫理観を磨き、良心と良識に基づいて、公正で健全な事業活動を行う。

コンプライアンスについて疑義のある行為を使用人が直接情報提供する手段として、相談窓口を設置し、運営する。また、匿名を希望する者に対してはそれを妨げない等、通報者に不利益が生じないことを確保する。

#### **② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

当社における取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、適切かつ確実に検索できる状態で保存、管理することとし、取締役及び監査役は常時これらを閲覧できるものとする。

#### **③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社における損失の危険の管理については、「リスク管理規程」に基づきリスク管理体制を構築する。

リスク管理体制は「リスク管理規程」に定めるリスク管理責任者のもと、各部門で対応し、総務部門が各部門の対応をまとめ、リスク管理を実行する。

#### **④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社における経営上の意思決定は、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」を定め、毎月の取締役会をはじめ、規程に基づき委譲された権限に応じて社内の各階層において実施する。

各取締役は取締役会において、全社的な目標である年度計画達成のための取組みと進捗状況を報告し、また、課題等について協議し、具体的な対策を決定する。

#### **⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社及び子会社からなる企業集団における業務は、当社及び子会社に適用する「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」並びにこれらに相当する規程に基づき適正に確保される。子会社の経営管理については、経営企画部門が「関係会社管理規程」に基づき、子会社の自律性を尊重しつつ、適宜報告を受けるよう子会社との連携を保持し、子会社が企業集団の一員として発展に寄与するよう管理する。

当社の内部監査部門は当社及び子会社の内部監査を実施する。

## ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役の要求に応じて、内部監査部門より職務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、監査役と協議する。また、監査役スタッフに対する監査役の指示の実効性を制限・制約する事象が生じているなどの場合には、監査役スタッフに対する指示の実効性確保のため、監査役は代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行う。

## ⑦ 監査役に報告するための体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合のほか、企業集団の内部監査の状況、相談窓口への通報状況等を監査役に報告する。

また、当該報告をした者が報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことが確保されていない場合には、監査役は代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行う。

## ⑧ 監査役の実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席することによって、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求める。

また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査及び内部統制監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うほか、代表取締役と定期的に意見交換会を行う。

## ⑨ 監査役の実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が、その職務の執行について生ずる費用について、前払い又は償還等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。ただし、監査費用の支出にあたっては、監査役はその効率性及び適正性に留意する。

## ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社における反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も拒絶することとする。

「コンプライアンス規程」に基づき、取締役及び使用人に周知徹底し運用を行う。

## ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築し運用する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務執行について

取締役は、取締役会において、年度計画達成のため、取組み内容や進捗状況を月次で報告し、重要な課題等に対しては具体的な対策を検討・決定しております。また、取締役は「職務権限規程」に基づいた権限委譲を行い、各階層において意思決定をさせることで、職務執行を効率的に行っております。

### ② コンプライアンスについて

当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、取締役及び使用人に対して、コンプライアンス意識を醸成させるため、イントラネット等を通じて、当社のルール（経営理念、経営方針、行動準則、社内規程等）の徹底を図っております。また、子会社においても同様の体制を整えております。

当事業年度においては、前事業年度に引き続き、使用人に対し、コンプライアンス意識の醸成のため、イントラネット及びメールを用いた情報提供を行いました。

### ③ リスク管理について

当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループを取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理、対応が可能となるよう体制を整えております。

当事業年度においては、サステナビリティに関するリスクを含む会社に重大な影響を及ぼすリスクの収集、評価を実施し、継続的に予防策の検討を行いました。また、リスク発生時の対応策や報告体制の確認を行いました。子会社については、子会社からのリスク情報の収集及びその対応策の確認を実施いたしました。

内部監査部門は、リスク管理の状況をモニタリングし、その結果を代表取締役等に報告しております。

### ④ グループ管理体制について

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における重要事項については事前協議することとし、それ以外の事項については月次で報告を受ける体制を整えております。

### ⑤ 監査役の職務執行について

監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当社の業務執行状況の監査を行っております。また、取締役会等の重要な会議に出席するほか、会計監査人、取締役、内部監査部門と定期的に会合をもち、情報交換を行うことで、取締役の職務執行状況、内部統制システムの整備状況やその運用状況を確認しております。子会社については、子会社の取締役、監査役等と情報交換を行うほか、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第58期 2026年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>109,710</b>
現金及び預金	49,928
受取手形及び売掛金	11,642
電子記録債権	511
有価証券	11,399
商品及び製品	3,788
原材料及び貯蔵品	17,387
その他	15,097
貸倒引当金	△45
<b>固定資産</b>	<b>967,866</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>758,545</b>
建物及び構築物	167,880
機械装置及び運搬具	11,026
工具、器具及び備品	11,883
コース勘定	379,043
土地	175,745
リース資産	11,754
建設仮勘定	1,210
<b>無形固定資産</b>	<b>192,531</b>
のれん	139,888
その他	52,642
<b>投資その他の資産</b>	<b>16,789</b>
投資有価証券	3,563
退職給付に係る資産	532
繰延税金資産	4,642
その他	8,094
貸倒引当金	△43
<b>資産合計</b>	<b>1,077,576</b>

科目	第58期 2026年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>110,505</b>
買掛金	6,164
電子記録債務	1,544
1年内返済予定の長期借入金	41,029
未払法人税等	8,213
賞与引当金	2,686
株主優待引当金	458
災害損失引当金	81
その他	50,326
<b>固定負債</b>	<b>718,160</b>
長期借入金	552,538
繰延税金負債	97,968
退職給付に係る負債	5,240
会員預り金	36,458
その他	25,955
<b>負債合計</b>	<b>828,666</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>247,654</b>
資本金	16,755
資本剰余金	54,864
利益剰余金	177,393
自己株式	△1,358
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,027</b>
その他有価証券評価差額金	654
退職給付に係る調整累計額	372
<b>非支配株主持分</b>	<b>228</b>
<b>純資産合計</b>	<b>248,910</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,077,576</b>

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第58期
	2025年4月1日から2026年3月31日まで
売上高	258,107
売上原価	172,631
売上総利益	85,475
販売費及び一般管理費	42,052
営業利益	43,423
営業外収益	2,570
受取利息	319
受取配当金	148
投資有価証券売却益	424
受取賃貸料	272
受取保険金	131
固定資産売却益	410
その他	864
営業外費用	12,341
支払利息	10,159
支払手数料	159
固定資産除却損	716
災害復旧費用	409
その他	896
経常利益	33,652
特別利益	265
固定資産売却益	265
特別損失	525
固定資産売却損	246
減損損失	279
税金等調整前当期純利益	33,391
法人税、住民税及び事業税	17,036
法人税等調整額	4,657
当期純利益	11,698
非支配株主に帰属する当期純利益	27
親会社株主に帰属する当期純利益	11,670

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第58期 2026年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>43,830</b>
現金及び預金	11,743
受取手形	124
電子記録債権	511
売掛金	690
有価証券	7,899
商品及び製品	310
原材料及び貯蔵品	15,595
前渡金	5,398
前払費用	168
その他	1,401
貸倒引当金	△12
<b>固定資産</b>	<b>629,479</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>20,022</b>
建物	3,057
構築物	60
機械及び装置	142
車両運搬具	5
工具、器具及び備品	2,043
土地	14,643
リース資産	32
建設仮勘定	36
<b>無形固定資産</b>	<b>45</b>
ソフトウェア	20
その他	25
<b>投資その他の資産</b>	<b>609,411</b>
投資有価証券	1,760
関係会社株式	371,947
関係会社長期貸付金	234,560
破産更生債権等	19
前払年金費用	22
繰延税金資産	70
その他	1,048
貸倒引当金	△19
<b>資産合計</b>	<b>673,309</b>

科目	第58期 2026年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>41,481</b>
電子記録債務	1,544
買掛金	2,693
関係会社短期借入金	16,000
1年内返済予定の長期借入金	17,850
未払金	973
未払費用	1,678
未払法人税等	3
賞与引当金	235
株主優待引当金	458
その他	44
<b>固定負債</b>	<b>459,550</b>
長期借入金	457,300
退職給付引当金	533
その他	1,716
<b>負債合計</b>	<b>501,031</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>171,657</b>
<b>資本金</b>	<b>16,755</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>37,434</b>
資本準備金	16,675
その他資本剰余金	20,759
<b>利益剰余金</b>	<b>118,814</b>
利益準備金	3,468
その他利益剰余金	115,345
別途積立金	7,512
繰越利益剰余金	107,833
<b>自己株式</b>	<b>△1,345</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>620</b>
その他有価証券評価差額金	620
<b>純資産合計</b>	<b>172,278</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>673,309</b>

# 損益計算書

(単位：百万円)

科目	第58期
	2025年4月1日から2026年3月31日まで
売上高	27,382
売上原価	15,740
売上総利益	11,642
販売費及び一般管理費	13,685
営業損失 (△)	△2,043
営業外収益	9,576
受取利息	4,300
有価証券利息	39
受取配当金	4,106
業務受託料	264
その他	864
営業外費用	8,804
支払利息	8,282
投資事業組合運用損	2
減価償却費	24
支払手数料	41
固定資産除却損	60
その他	392
経常損失 (△)	△1,271
特別利益	203
固定資産売却益	203
特別損失	4
固定資産売却損	4
税引前当期純損失 (△)	△1,072
法人税、住民税及び事業税	31
法人税等調整額	4,017
当期純損失 (△)	△5,120

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社 平 和  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古賀 祐 一 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 元

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社平和の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社平和及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社 平 和  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古賀 祐一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 元

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社平和の2025年4月1日から2026年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

株式会社 平 和 監査役会

常勤監査役 中田勝昌 ㊞

社外監査役 大友良浩 ㊞

社外監査役 杉野剛史 ㊞

以 上

以 上

# 第58回定時株主総会 会場ご案内図



## 会場

# 東京ドームホテル 地下1階「天空」

東京都文京区後楽一丁目3番61号  
電話番号 (03) 5805-2111 (代表)

## 交通のご案内

- JR 中央線・総武線  
水道橋駅東口より 徒歩約2分  
水道橋駅西口より 徒歩約1分
- 都営地下鉄 三田線  
水道橋駅A2出口より 徒歩約1分
- 都営地下鉄 大江戸線  
春日駅6番出口より 徒歩約6分
- 東京メトロ 丸ノ内線・南北線  
後楽園駅2番出口より 徒歩約5分

## アクセス

スマートフォンで読み取ると、  
株主総会会場までのナビゲーションが  
ご利用いただけます。

